注１　施行規則第 51 条の 15 第１項第１号に掲げる無線局の地位の承継の申請又は届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

２　該当する□にレ印を付けること。

３　１の欄は、次によること。

⑴　住所の欄は、日本産業規格ＪＩＳ　Ｘ0401 及びＸ0402 に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。なお、申請（届出）者が外国人である場合は、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑵　氏名又は名称及び代表者氏名の欄は、次によること。

ア　免許規則第 20 条の２に関する手続の場合は、免許人の地位を承継した者の氏名又は名称を記載すること。なお、法第 20 条第７項及び第８項の場合は、変更後の運用する者の氏名又は名称を記載すること。

イ　免許規則第 20 条の３に関する手続の場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部（法第 20 条第４項の場合にあつては、無線局をその用に供する事業の一部）を承継する法人の予定する商号又は名称を記載すること。

ウ　免許規則第 20 条の３の２に関する手続の場合は、譲受人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

エ　免許規則第 20 条の３の３に関する手続の場合は、譲渡人（法第 20 条第４項後段の場合）又は譲受人（法第 20 条第５項前段の場合）の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

オ　法人又は団体の場合は、その商号又は名称に併せて代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑶　代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

⑷　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第２条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

４　２の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、承継に係る無線局に指定されている識別信号を記載すること。ただし、包括免許に係る特定無線局の場合については、記載を要しない。

⑵　②の欄は、承継に係る無線局について、免許規則第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載し、免許規則第 15 条の２の２第３項又は第 25 条第７項において準用する第 15 条の２の２第１項又は第２項の規定により一括して申請を行う場合は、無線局の種

別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、免許規則第２条第５項第４号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

⑶　③の欄は、現に免許を有している承継に係る無線局の免許の番号（予備免許を受けているものにあつては、予備免許通知書の番号）を記載すること。

⑷　④の欄は、次によること。

ア　免許規則第 20 条の２又は第 20 条の３に関する手続の場合は、承継に係る無線局の免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称を記載すること。

イ　免許規則第 20 条の３の２に関する手続の場合は、譲渡人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

ウ　免許規則第 20 条の３の３に関する手続の場合は、譲渡人（法第 20 条第４項後段の場合）又は譲受人（法第 20 条第５項前段の場合）の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

⑸　⑤の欄は、承継に係る無線局の免許の有効期間を記載すること。ただし、免許規則第 20 条の２の手続の場合又は予備免許を受けている場合にあつては、記載を要しない。

５　３の欄は、次によること。

⑴　法第５条に規定する欠格事由について、該当する□にレ印を付けること。なお、申請者が個人の場合は、無線局の種類の欄、国籍等の欄及び処分歴等の欄に限つて記載すること。

⑵　基幹放送をする無線局については、外国性の有無の欄又は一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄への記載に加えて、次の様式を別葉として提出すること（法人又は団体の場合に限り、受信障害対策中継放送を行う無線局に係る申請の場合を除く。）。

ア　議決権の総数

<table>
<tr><th colspan="3">区　　分</th><th>株式数（株）</th><th>議決権の数（個）</th></tr>
<tr><td rowspan="8">発行済株式(A)</td><td colspan="2">無議決権株式(B)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">議決権制限株式(C)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">完全議決権株式</td><td>自己保有株式(D)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>相互保有株式(E)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>特定外国株式等(F)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他(G)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">単元未満株式(H)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">総数(I)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td>１単元の株式数</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（注１）　最近日現在の議決権の状況について記載すること。

（注２）　（A）の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

（注３）　（B）の欄は、会社法第 108 条第１項第３号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式（同法第 189 条第

１項に定める、単元株式数に満たない数の株式（以下この表において「単元未満株式」という。）を除く。以下この表において「無議決権株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

（注４）　（C）の欄は、会社法第 108 条第１項第３号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式（単元未満株式を除く。以下この表において「議決権制限株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

（注５）　（D）の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。以下この表において「完全議決権株式」という。）のうち、会社法第 308 条第２項の規定により議決権を有しない株式（以下この表において「自己保有株式」という。）の総数を記載すること。

（注６）　（E）の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第 308 条第１項及び会社法施行規則第 67 条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

（注７）　（F）の欄は、放送法第 116 条第１項、第２項（第 125 条第２項において準用する場合を含む。）又は第 125 条第１項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式及び同法第 116 条第４項（第 125 条第２項において準用する場合を含む。）の規定により議決権が制限されている株式（以下この表において「特定外国株式等」という。）の数を種類ごとに記載すること。

（注８）　（G）の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

（注９）　（H）の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。

（注 10）　（Ｉ）の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

（注 11）　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

（注 12）　単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、１単元の株式数の欄の記載を要しない。

（注 13）　法第４条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること（イにおいて同じ。）。

イ　外資議決権比率に関する事項

(ｱ)　コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の地上基幹放送局に係る申請の場合

区　分		氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(株)(C)	議決権の数(個)(D)	(D)／議決権の総数(%)(E)	外資系日本法人の議決権を有する外国法人等		(E)の比率(%)(H)	(E)×(G)(%)(I)	備考
								氏名又は名称(F)	外資系日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率(%)(G)			
外国法人等	議決権の総数の1000分の1以上を占める者											
	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計（計　者）(J)											
外資系日本法人	議決権の総数の10分の1以上を占める者											
合　計												

（注１）　外国法人等とは、法第５条第１項第１号から第３号までに掲げる者をいい（(ｲ)において同じ。）、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、施行規則第６条の３の２第４項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。

（注２）　申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること（(ｲ)において同じ。）。

（注３）　(A)の欄は、都道府県市区町村（外国法人等にあつてはこれに準ずるもの）を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

（注４）　(B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第 15 項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

（注５）　(C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

（注６）　(D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式（アの(C)の議決権制限株式を除く。）の数を減じて計算した数を記載すること。

（注７）　(E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するイの(ア)の(D)の比率を記載すること。

（注８）　(F)及び(G)の欄は、次の場合に記載すること。

(ｱ)　申請者の議決権の総数の 10 分の１以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が 10 分の１以上の議決権を

有する場合。なお、当該外資系日本法人に対して 10 分の１以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。

(ｲ) 一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が 10 分の１未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合（1000 分の１以上であるものに限る。）に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が 10 分の１以上となる場合。

（注９） （Ｉ）の欄は、（Ｅ）の比率に（Ｇ）の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

(ｱ) （Ｇ）の比率が２分の１を超える場合は、（Ｅ）の比率に（Ｇ）の比率を乗ずることなく、（Ｅ）の比率をそのまま（Ｉ）の欄に記載すること。

(ｲ) 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、（Ｅ）の比率に（Ｇ）の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の２分の１を超える議決権を有する場合は、（Ｅ）の比率に（Ｇ）の比率を合算した比率を乗ずることなく、（Ｅ）の比率をそのまま（Ｉ）の欄に記載すること。

（注 10） （Ｅ）及び（Ｇ）から（Ｉ）までの欄は、合計の欄以外の欄は小数点第３位を四捨五入して小数点第２位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第３位を四捨五入して小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が 20%未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して 20.00%となるときは、四捨五入せず、比率が 20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456%の場合は 19.9994%まで記載すること。）。

（注 11） 備考の欄は、施行規則第６条の３の２第３項から第６項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて（Ｇ）の比率の確認方法を記載すること。

（注 12） （Ｊ）の欄は、議決権の総数の 1000 分の１未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「（計　者）」に記載すること。

（注 13） （Ｃ）及び（Ｄ）を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

(ｲ)　コミュニティ放送を行う基幹放送局に係る申請の場合

区　　分		氏　名又　は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(株)(C)	議決権の数(個)(D)	(D)／議決権の総数(%)(E)	備考
外国法人等	議決権の総数の 1000 分の１以上を占める者							
	議決権の総数の 1000 分の１未満を占める者の合計 （計　者） (F)							
合　　計								

（注１）　外国法人等とは、法第５条第１項第１号から第３号までに掲げる者をいう。

（注２）　申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

（注３）　(A)の欄は、都道府県市区町村（外国法人等にあつてはこれに準ずるもの）を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

（注４）　(B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第 15 項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

（注５）　(C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

（注６）　(D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式（アの(C)の議決権制限株式を除く。）の数を減じて計算した数を記載すること。

（注７）　(E)の欄は、アの(Ｉ)に記載した議決権の総数に対するイの(イ)の(D)の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第３位を四捨五入して小数点第２位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第３位を四捨五入して小数点第２位まで記載すること。ただし、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局に係る申請の場合であつて、四捨五入する前の比率が３分の１未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して 33.33%となり、四捨五入する前の比率が３分の１未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、比率が３分の１未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321%の場合は 33.3332%まで記載すること。）

とし、コミュニティ放送を行う基幹放送局に係る申請の場合であつて、四捨五入する前の比率が 20%未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して 20.00%となるときは、四捨五入せず、比率が 20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456%の場合は 19.9994%まで記載すること。）。

（注８）　（F）の欄は、議決権の総数の 1000 分の１未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「（計　者）」に記載すること。

（注９）　（C）及び（D）を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

ウ　役員に関する事項

フリガナ 氏　名	住所	役名	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
			□有　□無	□有　□無	

（注１）　株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

（注２）　特定役員とは、表現の自由享有基準第２条第 13 号に規定する業務執行役員及び同条第 14 号に規定する業務執行決定役員をいう。

（注３）　住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村（外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの）を記載すること。

（注４）　役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「㈹」の文字を、常勤の役員については役名の後に「（常）」の文字を付記すること。

（注５）　日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

（注６）　備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。

（注７）　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

6　該当する手続について、各項目に応じて記載すること。

7　免許規則別表第２号第１の基幹放送局の無線局事項書に準じて記載すること。

8　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

9　申請（届出）書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。